

合併に係る事後開示書類

合併存続会社である株式会社サンドラッグ（以下「当社」という。）は、会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条の定めに従い、下記のとおり吸収合併により当社が承継した合併消滅会社である合同会社サンドラッグ酒店の権利義務その他の吸収合併に関する事項として法務省令に定める事項を記載した書面を備え置きます。

1. 吸収合併が効力を生じた日

本合併が効力を生じた日は、2025 年 3 月 31 日であります。

2. 合併消滅会社における会社法第 789 条および第 793 条第 2 項の規定による手続きの経過

会社法第 789 条および第 793 条第 2 項の規定により、2025 年 2 月 17 日付の官報および同日付の電子公告で債権者に対し本合併に対する異議申述公告を行いました。異議申述期限の 2025 年 3 月 18 日までに異議申述をした債権者はありませんでした。

3. 合併存続会社における会社法第 797 条および第 799 条の規定による手続きの経過

当社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項に基づき、2025 年 2 月 17 日に当社の株主に対して公告を行いました。なお、当社においては、本件合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、当社の株主による株式の買取請求はありません。

また、当社は、会社法第 799 条の規定により、2025 年 2 月 17 日付の官報および同日付の電子公告で債権者に対し本合併に対する異議申述公告を行いました。異議申述期限の 2025 年 3 月 18 日までに異議申述をした債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により合併存続会社が合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併が効力を生じた日である 2025 年 3 月 31 日をもって、合同会社サンドラッグ酒店からその資産、負債および権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により合併消滅会社が備え置いた書面に記載がされた事項

会社法第 782 条第 1 項の規定により合同会社サンドラッグ酒店が備え置いた書面に記載がされた事項は、別添の「合併に係る事前開示事項」のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

会社法第 921 条の変更の登記をした日は、2025 年 4 月 1 日であります。

7. 全各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上



合 併 契 約 書

株式会社サンドラッグ（以下「甲」という。）と合同会社サンドラッグ酒店（以下「乙」という。）とは、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」という。）し、甲は乙の権利義務の全部を承継する。甲及び乙の商号、本店所在地は以下のとおりである。

（甲） 本店：東京都府中市若松町一丁目 38 番地の 1

商号：株式会社サンドラッグ

（乙） 本店：東京都府中市若松町一丁目 38 番地の 1

商号：合同会社サンドラッグ酒店

第2条（効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025 年 3 月 31 日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他やむを得ない事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

第3条（権利義務の承継）

乙は、法人設立時における資本金の額から効力発生日に至るまでの増減を加除した資産及び負債並びに酒類販売業免許の許可を含めた権利義務の一切を、効力発生日をもって甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第4条（合併対価の交付）

甲は、本合併に際して、乙の社員兼役員に対し、株式の割当てその他一切の対価の交付を行わないものとする。

第5条（合併承認總會等）

- 1 甲及び乙は、効力発生日の前日までに、債権者保護手続その他関係法令により必要となる手続を行うものとする。
- 2 甲は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併の規定により、本契約に関する株主總會の承認を得ることなく本合併を行うものとする。

第6条(善管注意義務)

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって各々の財産の管理及び業務の執行を行うものとし、各々の財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、予め相手方と協議しその同意を得なければならない。

第7条(事情変更)

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲乙協議の上、本契約を変更又は解除することができる。

第8条(裁判管轄)

本契約に起因し又はこれに関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第9条(規定外条項)

本契約に規定するもののほか、本合併に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲乙協議の上、円満に解決するものとする。

以上、本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

2025年2月14日

(甲) 東京都府中市若松町一丁目38番地の1

株式会社サンドラッグ

代表取締役社長 CEO 貞方 宏司



(乙) 東京都府中市若松町一丁目38番地の1

合同株式会社サンドラッグ酒店

代表社員 株式会社サンドラッグ

職務執行者 中平 徹

